

公立大学法人長野県立大学評価委員会の役割について

県立大学設立準備課

1 評価委員会の設置趣旨

地方独立行政法人法に基づき、知事による意見聴取に対する意見の提示、法人の業務実績についての評価等を行う。

2 評価委員会の主な事務

* 下線は、平成29年度に処理する事項

○知事による意見聴取に対する意見の提示

- ・ 法人が定める業務方法書を知事が認可する際の意見（法22条3項）
- ・ 知事が中期目標を策定する際の意見（法25条3項）
- ・ 法人が定める中期計画を知事が認可する際の意見（法26条3項）
- ・ 中期目標期間の終了時に知事が所要の措置を講じる際の意見（法31条2項）
- ・ 法人の財務諸表を知事が承認する際の意見（法34条3項）
- ・ 法人が中期計画で定める剰余金の使途に残余利益を充てることを知事が承認する際の意見（法40条5項）
- ・ 法人が一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充てることを知事が承認する際の意見（法40条5項）
- ・ 法人が限度額を超えて短期借入を行うこと、短期借入の借換えを行うことを知事が認可する際の意見（法41条4項）
- ・ 法人が条例で定める重要財産の処分等を行うことを知事が認可する際の意見（法44条2項）

○知事に対する意見の申し出

- ・ 法人の役員報酬等の支給基準に関する意見の申出（法49条2項、法56条1項）

○各事業年度及び中期目標期間における業務実績についての評価（法28条、30条）

- ・ 法人の業務実績についての評価
- ・ 評価結果の法人への通知及び評価結果を踏まえた法人への業務運営の改善等の勧告
- ・ 通知・勧告に係る知事への報告（知事は議会へ報告）及び公表

中期目標・中期計画の策定に関する大学、県、評価委員会の関係（平成29年度）

H29.8.4 県立大学設立準備課

1 中期目標

時期	県			県議会
	公立大学法人 (法人設立を担当する準備課)	公立大学法人評価委員会	知事 (中期目標を担当する準備課)	
H29.8～11頃	【公立大学法人設立前】 (中期目標に対する意見の調整) ←	【第1回～第3回評価委員会】 中期目標に対する意見案審議 ←	(中期目標の素案作成) ←	
H29.11頃		中期目標に対する意見 (法25③) →	中期目標原案作成	
H30.2			中期目標議案提出 →	
H30.3				← 中期目標議決 (法25③)
H30.4	【公立大学法人 設立】 中期目標に対する意見 (法78③) →			
				← 中期目標の策定・指示 (法25①)

2 中期計画

時期	県			県議会
	公立大学法人 (法人設立を担当する準備課)	公立大学法人評価委員会	知事 (中期目標を担当する準備課)	
H29.9～H30.1頃	【公立大学法人設立前】 (中期計画の素案作成) ←	【第2回～第4回評価委員会】 中期計画に対する意見案審議 ←	(中期目標とのすり合わせ) ←	
H30.3頃			中期計画の申請・記載事項等 に関する規則制定 (法26①②)	
H30.4～	【公立大学法人 設立】 中期計画認可申請 ※法人設立後、遅滞なく			
		中期計画に対する意見 (法26③) →		
				← 中期計画の認可 (法26①)